仕　　様　　書

大阪市西淀川区社会福祉協議会

１　件　　　名

大阪市西淀川区在宅サービスセンター　敷地内照明設備ＬＥＤ化賃貸借

２　履 行 場 所

大阪市西淀川区在宅サービスセンター

（所在地）大阪市西淀川区千舟２丁目７－７

３　設 置 期 日

契約締結日から令和６年１月３１日

４　賃貸借期間

令和６年２月１日～令和１３年１月３１日（７年間）

５　月次の支払

賃借料については、当月の支払分については、翌月末までに引き落とし日を設定させること

６　内　　　容

（１）本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。

（２）器具交換及びランプ交換の別は、別紙に従うものとする。
参考機種型番と同等の基準を満たしたものは、入札前に担当者に了承を得ること。

（３）ISO9001（品質）及びISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。

（４）照明器具、ランプ及び設置作業に使用する雑材はすべて未使用であること。

（５）設置作業にあたっての安全管理については、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。

（６）設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

（７）誘導灯交換に係る消防署への必要な届出をすること。

（８）停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

（９）作業車、運搬車両等の車両の駐車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。

(10) 作業は、事務所を除く諸室については、平日を基本とし、事務室については土曜日・日曜日の 9:00～17:00 とする。作業にあたっては事前に担当職員と日程調整をすること。

(11) 作業終了後、撤去した器具やランプについては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。（マニフェスト要）

(12) 既存電気配線および一次側電気設備は原則流用すること。

(13) 仕様書に明記のない場合、相違ある場合、または疑義が生じた場合は、双方が協議するものとする。

7　設置機器等の保証期間

LED 照明の保証期間は賃貸借期間とする。保証期間内に発生した故障等（フリッカー、グレア等使用に支障がある場合を含む）は原因を踏査し、製品・設置工事に原因がある場合は、無償で修理を行うこと。

8　所有者の譲渡

賃貸借期間が満了し、本会が賃貸借料を完済したときに、LED 照明の所有者は受注者から本会に帰属するものとする。

9　担　　当

大阪市西淀川区社会福祉協議会（担当者：安井）

電話　０６－６４７８－２９４１

FAX　０６－６４７８－２９４５

ﾒｰﾙ　soumu@tenor.ocn.ne.jp